

長浜小学校プール附属室屋根改修工事

番号	図面名
A-01	改修特記仕様書 (1)
A-02	改修特記仕様書 (2)
A-03	改修特記仕様書 (3)
A-04	改修特記仕様書 (4)
A-05	付近見取図・配置図
A-06	屋根伏図・断面図
A-07	天井伏図
A-08	立面図

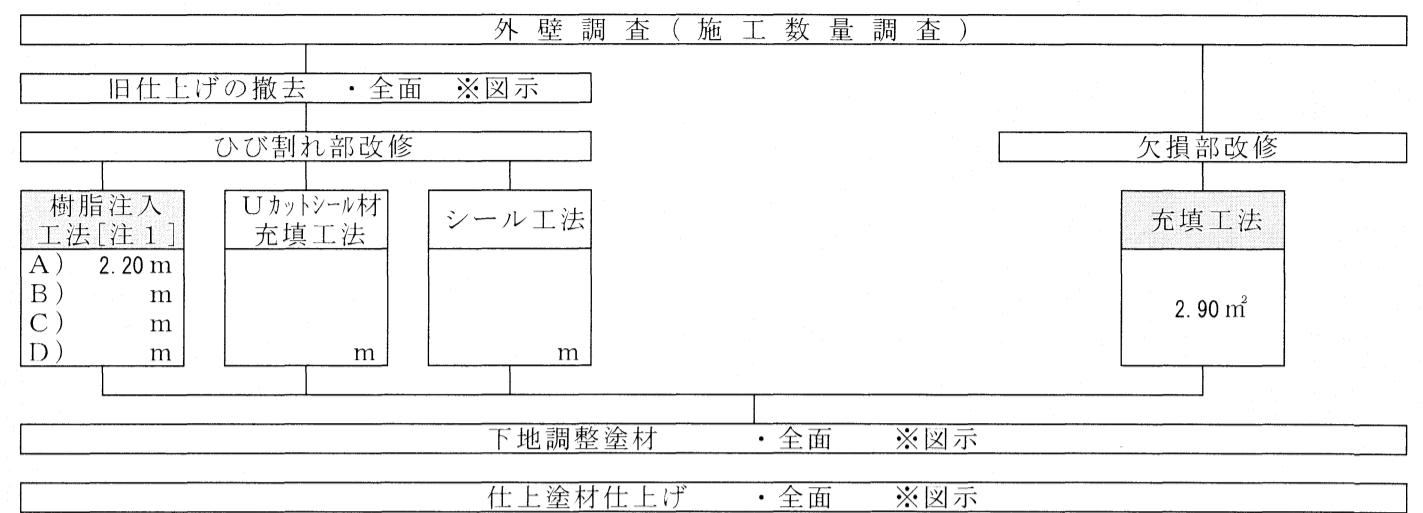
長浜小学校プール附属室屋根改修工事 特記仕様書		2024.04	項目	特記事項	項目	特記事項
I 工事概要						
1. 工事場所	高知市長浜4.811番地					
2. 工事種目	【プール附属室】コンクリートブロック造 平家建て 延べ面積85.97m ²					
3. 関連工事等	①電気設備工事・機械設備工事・ガス設備工事・昇降機設備工事・植栽工事 ・合併処理装置設置工事・外構工事 ②長浜小学校南舎防水改修工事					
4. 概成工期	・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)					
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)	令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。					
II 建築工事仕様						
1. 特記仕様	1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。					
2. 対応基準等	図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設大臣官房官序部監修部監修)の以下による。 ①公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ②公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ③建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ○建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)					
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について	①対象 (・発注者指定型) (・受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 試行要領(宮崎工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html)					
・対象外(理由):						
項目		特記事項				
一般共通事項						
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。	[1.1.4]			
2	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。				
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。	[1.2.3]			
4	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。	[1.2.4]			
5	工事写真	工事写真是L版程度とし、工事の内容、日付等必要な事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、「當緒工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。	[1.2.4]			
6	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。				
7	電気保安技術者	適用する。	[1.3.3]			
8	施工条件	施工日及び施工時間 ※ 1.3.5(1)(7)による。 ・施工順序 図示 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲い ○ 図示 その他の施工条件	[1.3.5]			
9	交通誘導警備員	①資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで待行する。 ②登校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ③施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議すること。 ④令和6年12月23日PM、24日PM 令和7年1月14日AM、16日PM 2月1日終日、7日AM、18日AMは現場作業不可。 (ただし、予定は変更となる可能性があるため、事前に施設管理者に確認すること。)				
		交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○監督職員と協議し、適宜配置する。				
		配置人員の資格 ・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。				
		資 格 資 格 要 件 配 置 人 數 1, 2級交通誘導警備 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員A) 検定合格者 (交通誘導警備員B)				
		交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B) 警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの				
		7人				
		なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。				
		建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。				
		労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。				
		産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、 処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という) 施行令に基づく車両への表示及び画面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、隨時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストといいう)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者へ搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ○再資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート)				
		特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※ 行う 行わない				
		分析調査 ※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う () 行わない				
		21 化学物質の室内濃度の測定				
		化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。				
		適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許證等)の写しを提出する。				
		22 化学物質の室内濃度の測定				
		測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化學物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超える場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1) 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2) 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3) 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるは、使用開始後(室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。				
		1) 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。 2) 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3) 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるは、使用開始後(室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。				
		23 直接仮設の養生				
		内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆又はそれと同等と認められる製品を使用する。				
		本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。				
		県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。				
		24 建築材料等				
		内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆又はそれと同等と認められる製品を使用する。				
		本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。				
		25 特別な材料の工法				
		本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度压を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec ~ 36m/sec 地表面粗さ区分: ※ III ~ II				
		内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。				
		26 仕上面の出隅処理				
		工事名				
		長浜小学校プール附属室屋根改修工事				
		図面名 改修特記仕様書(1)				
		縮 尺 1 /				
		作図 年 月 日				
		A-01				

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																
27 事業損失補償	※現場説明書による。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1]		絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2]																
②8 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) ・保全に関する資料(提出部数※2部・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ③施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	5 監督職員の備品等	備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 PC 掛時計 数量 組 台 枚 台 個 備品の種類 溫度計 ゴム長靴 雨がっぽ 保護帽 懐中電灯 数量 個 足 着 着 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付属器 数量 人用 台 個 台 台 備品の種類 掃除具 数量 個		・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表3.3.3及び表3.3.4による ・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※図示 アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]																
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1">位 置 分類・規格 撮影枚数 部 数 原版の大きさ(mm)<tr><td>・各室 手札版(L版)</td><td>※ 2枚・枚</td><td>※ 1部・部</td><td>100 × 125以上</td></tr><tr><td>・外部 キャビネ版</td><td>※ 4枚・枚</td><td>※ 1部・部</td><td>24 × 36以上</td></tr><tr><td>・外部 半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td><td>※ 1枚・枚</td><td>※ 1部・部</td><td></td></tr><tr><td>・スライド</td><td></td><td>※ 1部・部</td><td></td></tr></table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット:JPEG 画質:標準 画像サイズ:1024×768ピクセル程度	・各室 手札版(L版)	※ 2枚・枚	※ 1部・部	100 × 125以上	・外部 キャビネ版	※ 4枚・枚	※ 1部・部	24 × 36以上	・外部 半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ 1枚・枚	※ 1部・部		・スライド		※ 1部・部		6 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない		屋内防水 防水層の種別 [3.3.3][表3.3.10]
・各室 手札版(L版)	※ 2枚・枚	※ 1部・部	100 × 125以上																		
・外部 キャビネ版	※ 4枚・枚	※ 1部・部	24 × 36以上																		
・外部 半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※ 1枚・枚	※ 1部・部																			
・スライド		※ 1部・部																			
30 別途設備工事との取扱い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	7 仮囲い	構内既存の施設を利用する場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a)既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b)既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c)工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。	4 改質アスファルトシート防水	E-1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部分 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 平場の保護コンクリート こて仕上げの場合 ※80mm以上 床タイル張り等仕上げの場合 ※60mm以上 コンクリートの仕上りの平たんさ ※ a種 b種 c種 [3.3.5] [表8.1.5]																
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	構内既存の施設を利用できる場合、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d)工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e)工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。																		
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a)受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b)受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c)受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d)受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	9 防水改修工事	四国電力送電電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	5 合成高分子系ルーフィングシート防水	露出防水層表面の仕上げ塗装除去 行う 行わない [3.2.6] 改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 押え金物の材質及び形状 ※図示 アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2]																
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	10 アスファルト防水	既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示 [3.2.6] 設備機器架台、配管受部、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理 ※図示(図示のない場合は監督職員と協議による) ・製造所の仕様による		脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする [3.4.3]																
34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	11 仮設工事(改修)	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	6 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)	[3.5.2][表3.5.1～表3.5.2]																
① 足場その他	内部足場 ※きやたつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場	12 防水層の種別	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2] ※表3.3.5及び表3.3.6による 絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表3.3.3及び表3.3.4による ・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※図示 アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2]	6 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)	工法 材料 厚さ 機械的固定工法 JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号 接着工法 JIS A 9521に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号																
② 養生	外部足場の養生 ※図示 ・防護シート・メッシュシート ○防音シート・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ○B種 C種 D種 ○E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示)	13 仮設間仕切り(屋内)	④ 屋根露出し防水 防水層の種別 [3.3.2][表3.3.7～表3.3.9]	6 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)	工法 材料 厚さ 機械的固定工法 JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号 接着工法 JIS A 9521に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号																
3 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 A種、B種の場合 仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm 合板(普通合板) 厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 行う 行わない	14 監督職員事務所	⑤ 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合) 工法 材料 厚さ 機械的固定工法 JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号 接着工法 JIS A 9521に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号	6 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)	工法 材料 厚さ 機械的固定工法 JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号 接着工法 JIS A 9521に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号																
④ 監督職員事務所	・設ける(m²程度) ※設けない		立上り部等の防水層撤去 行う 行わない 立上り部等の保護層撤去 行う 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 行う 行わない [3.2.6] 脱気装置の種類及び設置数量 ※ 製造所の指定とする 屋根露出し防水絶縁断熱工法の場合、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示	6 断熱工法に用いる断熱材(SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合)	工法 材料 厚さ 機械的固定工法 JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号 接着工法 JIS A 9521に基づく発泡アスファルトルーフィングシート 種類:※硬質ケルヒフォーム断熱材2種1号又は2号																

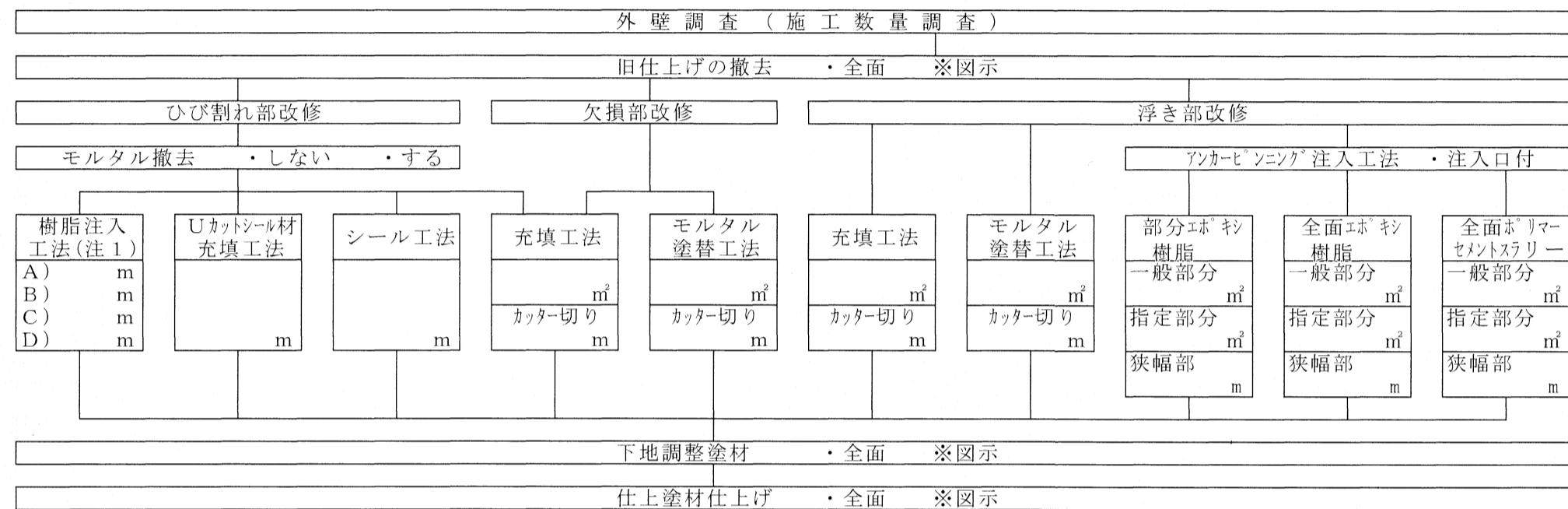
項目	特記事項					項目	特記事項					項目	特記事項																
6 塗膜防水	防水層の種別 [3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]						エボキシ樹脂モルタル [4.2.4] JIS A 6024による。 だれ 着接着強さ(MPa) 圧縮強さ(MPa) 曲げ強さ(MPa) 形状に異常がないとき 1.0以上 20.0以上 10.0以上 だれが生じないとき 1)こで塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。 2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 3)「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 4)常温常湿(温度20±15°C, 湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。						測定時期 処理作業前 処理作業中 処理作業後 測定方法					測定場所 ・処理作業室内 ・施工区画周辺又は敷地境界 ・処理作業室内 ・セキュリティゾーン入口 ・集じん、排気装置の排出口 ・処理作業室外の場合 ・施工区画周辺又は敷地境界 ・処理作業室内 ・施工区画周辺又は敷地境界	測定名 測定1 ※2点 測定2 ※2点 測定3 ※2点 測定4 ※1点 測定5 ※1点 測定6 ※4方向各1点 測定7 ※2点以上 測定8 ※4方向各1点	測定点 ・3点 ・3点 ・1点 ・1点 ・1点 ・1点 ・1点 ・1点									
7 FRP防水	絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による [3.6.3]						ポリマーセメントモルタル [4.2.4] だれ 曲げ強さ 圧縮強さ 着接着強さ(N/mm²) 下がり量 表面状態 (N/mm²) (N/mm²) 標準条件 特殊条件 5mm以内 ひびわれの発生 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 1)透水性 裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。 2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 3)ポリマーセメントモルタル用に用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。						解体工事					※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨コンクリートまでとする。) ・その他()											
8 シーリング	ガラスマット 1層タイプ 2層タイプ 表面の仕上げ 平滑 粗面 押え金物の材質 ※アルミニウム 押え金物の寸法 ※図示 シーリング改修工法の種類 ・シーリング充填工法 ・ブリッジ工法 ・ボンドプレーカー張り ・エッジング材張り シーリング材の種類、施工箇所 ※下表による(下表以外は表3.7.1による) [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]						[3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2] ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 シーリング材の種類、施工箇所 ※下表による(下表以外は表3.7.1による) [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]					[4.3.5] ポリマーセメントスラリー 拡がり速さ 長さ変化率 引張接着性 曲げ強度 吸水率 劣化曲げ強さ (cm/s) (取縮率) (材齢28日) (材齢28日) (72時間) (%) (N/mm²) 3以上 3以下 0.49以上 4.9以上 15以下 4.9以上 1)保水係数 0.35～0.55 2)粘調係数 0.50～1.00 3)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 4)ポリマーセメントスラリー用の材料は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。						① 解体範囲 2 撤去範囲 3 樹木等の処理 4 地下埋設物・埋設配管 5 解体後の整地 6 驚音測定等 7 その他					※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨コンクリートまでとする。) ・その他()						
9 とい	シーリング材の目地寸法 [3.7.3] 箇所 打継ぎ/ひび割れ誘発目地 ガラス回りの目地 左記以外の目地 幅(mm) ※ 20以上 ※幅及び深さ5以上[5.13] ※ 10以上 深さ(mm) ※ 10以上 .3による場合を除く) ※ 10以上 . 接着性試験 ※ 簡易接着性試験 引張接着性試験 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ						既調合モルタル [4.3.10] モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。					① ひび割れ部改修工法 ※樹脂注入工法 [4.2.5] 種類 ひび割れ幅(mm) 注入口間隔(mm) 注入量(mL/m) ※自動式低圧エボキシ樹脂注入工法 0.2以上1.0以下 200～300 ※製造所の仕様 ・手動式エボキシ樹脂注入工法 0.2以上0.3未満 50～100 ※40 ・機械式エボキシ樹脂注入工法 0.3以上0.5未満 100～200 ※70 0.5以上1.0以下 150～250 ※130 コア抜取り検査 ※行わない ・行う(長さ500mごと及びその端数につき1個。補修方法は図示による)					② 欠損部改修工法 ※Uカットシール材充填工法 [4.2.6] ・シーリング材 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う 行わない ・可とう性エボキシ樹脂 ・シール工法 [4.2.7] ・バテ状エボキシ樹脂 ・可とう性エボキシ樹脂 ※充填工法 [4.2.8] ※エボキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル					③ その他の解体等 電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。							
10 アルミニウム製笠木	種類 オープン形式(押出250形・押出300形・押出350形) 板材折曲げ形(オーブン形式・シール形式) 本幅(mm) 板厚(※2.0 mm) 表面処理 種別 表5.2.2による()種 色合い等 ※標準色 既存の笠木等の撤去 行う(範囲※図示) 行わない 一時取外し再取付け[3.9.3] 新規アルミニウム製笠木の下地の補修工法 ※図示 板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※図示 笠木の固定金具の固定工法 建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法						環境配慮改修工事					1 石綿含有建材の除去工事 [9.1.3～9.1.5] 石綿含有建材の有無及び除去等 石綿含有建材の種類 使用部位 使用材料 除去工法 飛散性 ・石綿含有吹付材 ・石綿含有保溫材 非飛散性 ・石綿含有成形板等 石綿含有吹付け材の飛散防止処置 ※湿潤化 固形化 ・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6] 使用部位 () 使用材料 () 除去工法 ※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に際し隔壁措置と同等と判断できる工法 除去範囲 ※図示 試験施工 ※行わない 行う 処分 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。 石綿粉じん濃度測定 ※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。 ・行う 行わない					※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨コンクリートまでとする。) ・その他()												
11 保証書 (シーリング除く)	受注者、施工者、材料製造所連名による10年保証(完成届提出日より15日後から)						12 高日射反射率塗料塗り JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。					外壁改修工事(共通事項)					① 材品質質 可とう性エボキシ樹脂 JIS A 6024による。 比重 押出し性(秒) スランプ(Mm) 質量変化率(%) 引張り強さ(MPa) 破断伸び(%) 引張り接着性 表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 低温 1.0以上 低温 30.0以上 最大引張強さ 1.0MPa以上 加熱劣化1.0以上 加熱劣化30.0以上 破断時の伸び 10.0%以上 1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2)対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。 3)常温常湿(温度20±15°C, 湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。 4)試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エボキシ樹脂)に準じる。					工事名 高知市都市建設部公共建築課 長浜小学校プール附属室屋根改修工事 図面名 改修特記仕様書(3) 縮尺 1 / A-03					係 係長 課長補佐 課長 図面番号	影山 濱 森 西村	年 月 日

外壁改修フロー及び数量

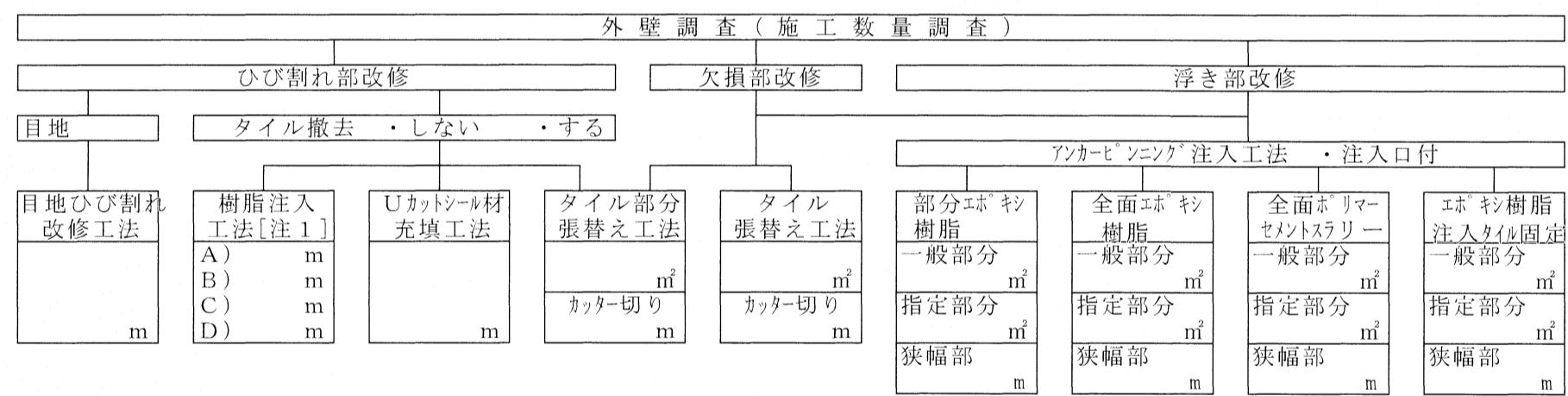
①コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



・モルタル塗り仕上げ外壁の場合



・タイル張り仕上げ外壁の場合



(注1) ひび割れ幅(mm)が、A)0.2以上1.0以下、B)0.2以上0.3未満、C)0.3以上0.5未満、D)0.5以上1.0以下を示す

A)は自動式低圧エキボシ樹脂注入工法を示す。

B)・C)・D)は手動式エキボシ樹脂注入工法、機械式エキボシ樹脂注入工法を示す。

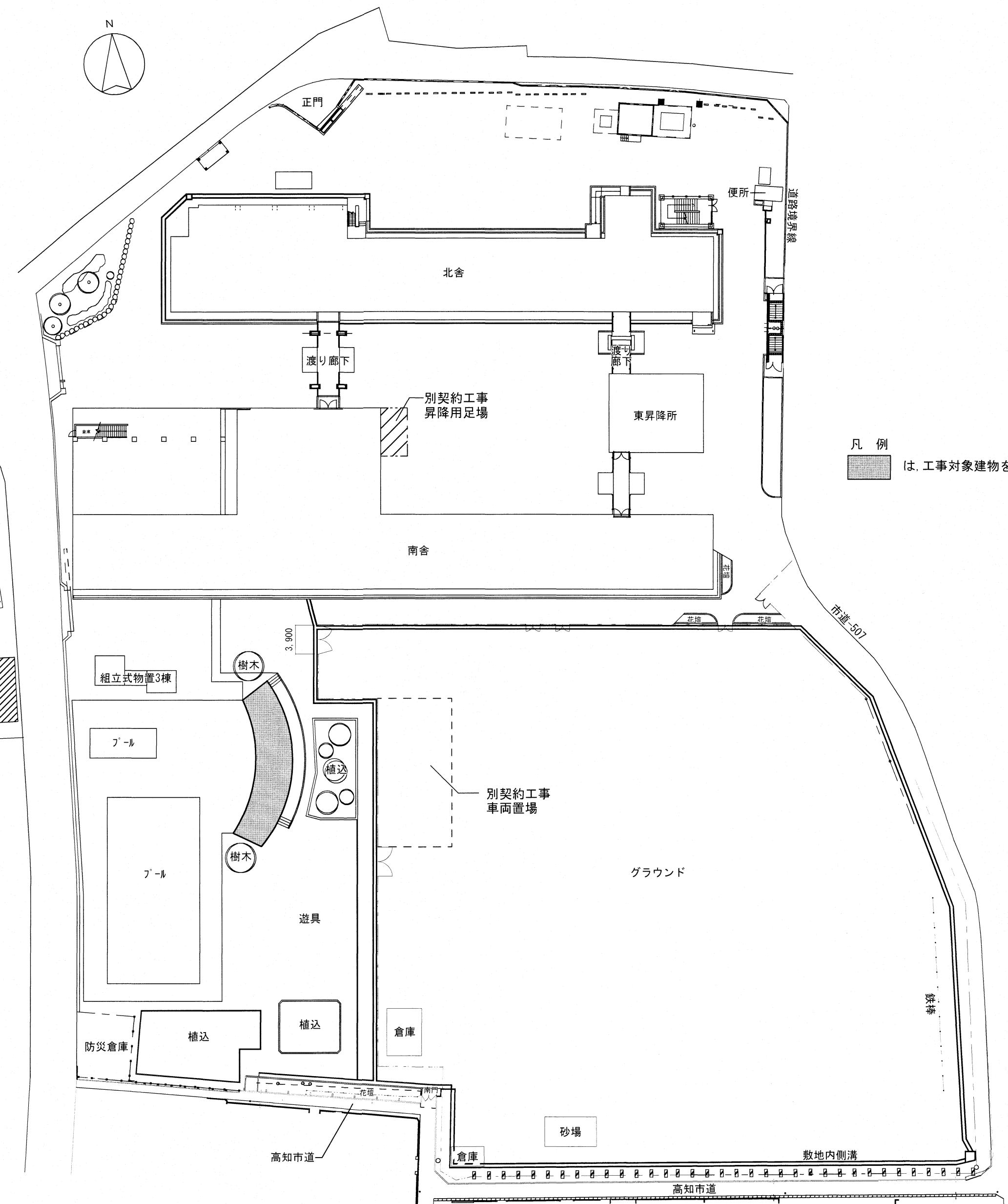
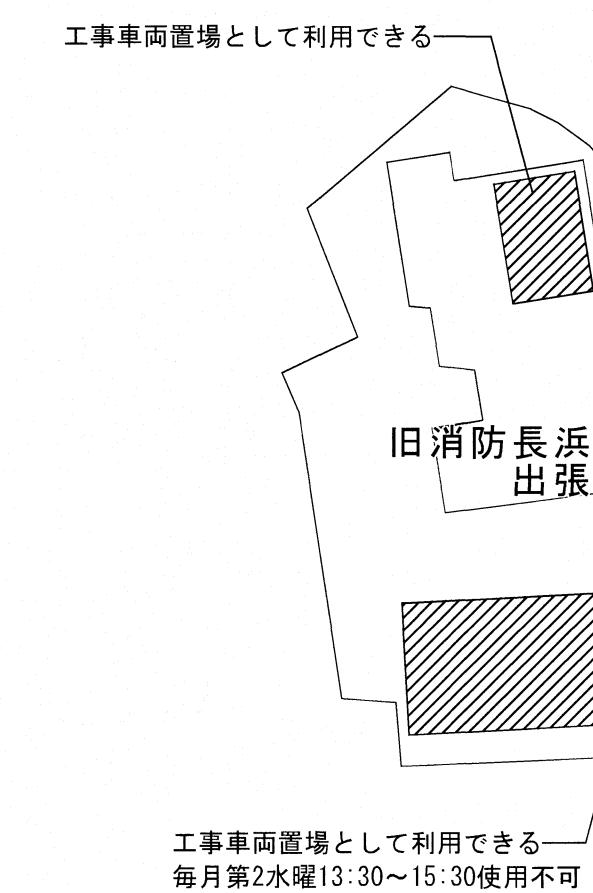
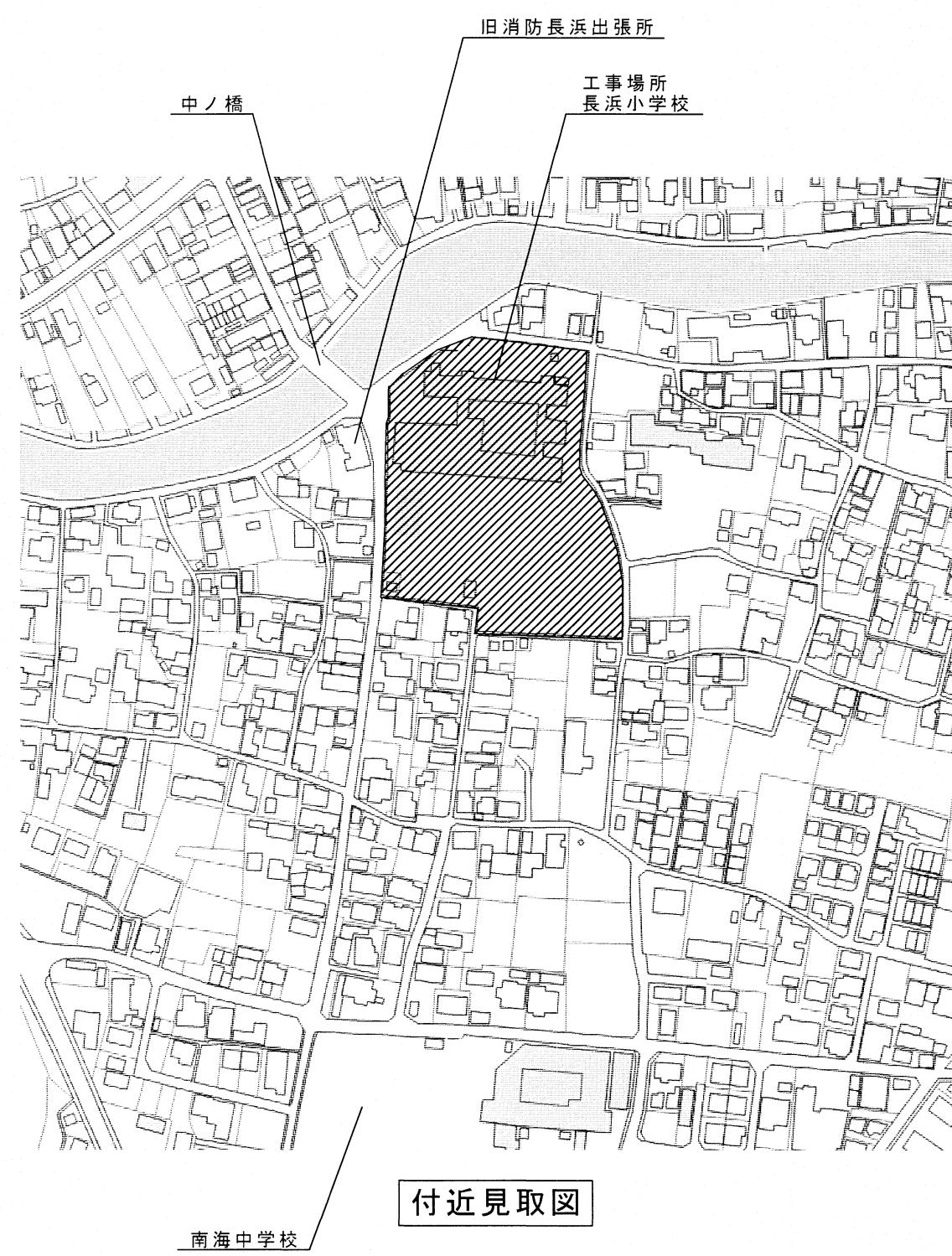
工事名

長浜小学校プール附属室屋根改修工事

高知市都市建設部公共建築課

図面名 改修特記仕様書(4) 1014.04 縮尺 1 /

係
係長
課長補佐
課長
図面番号
影山 潤 台 松 岡
A-04

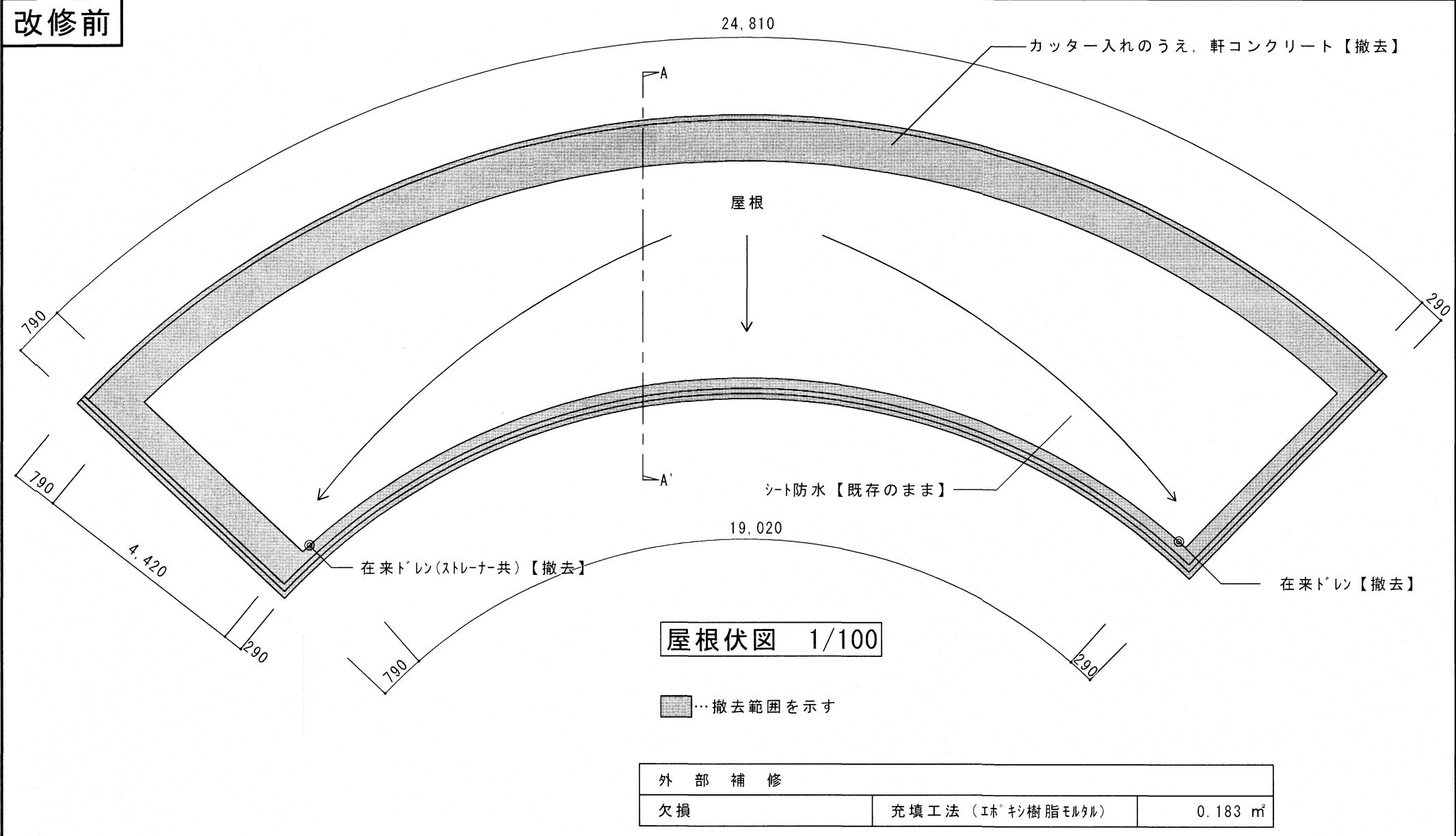


配置図 1/500

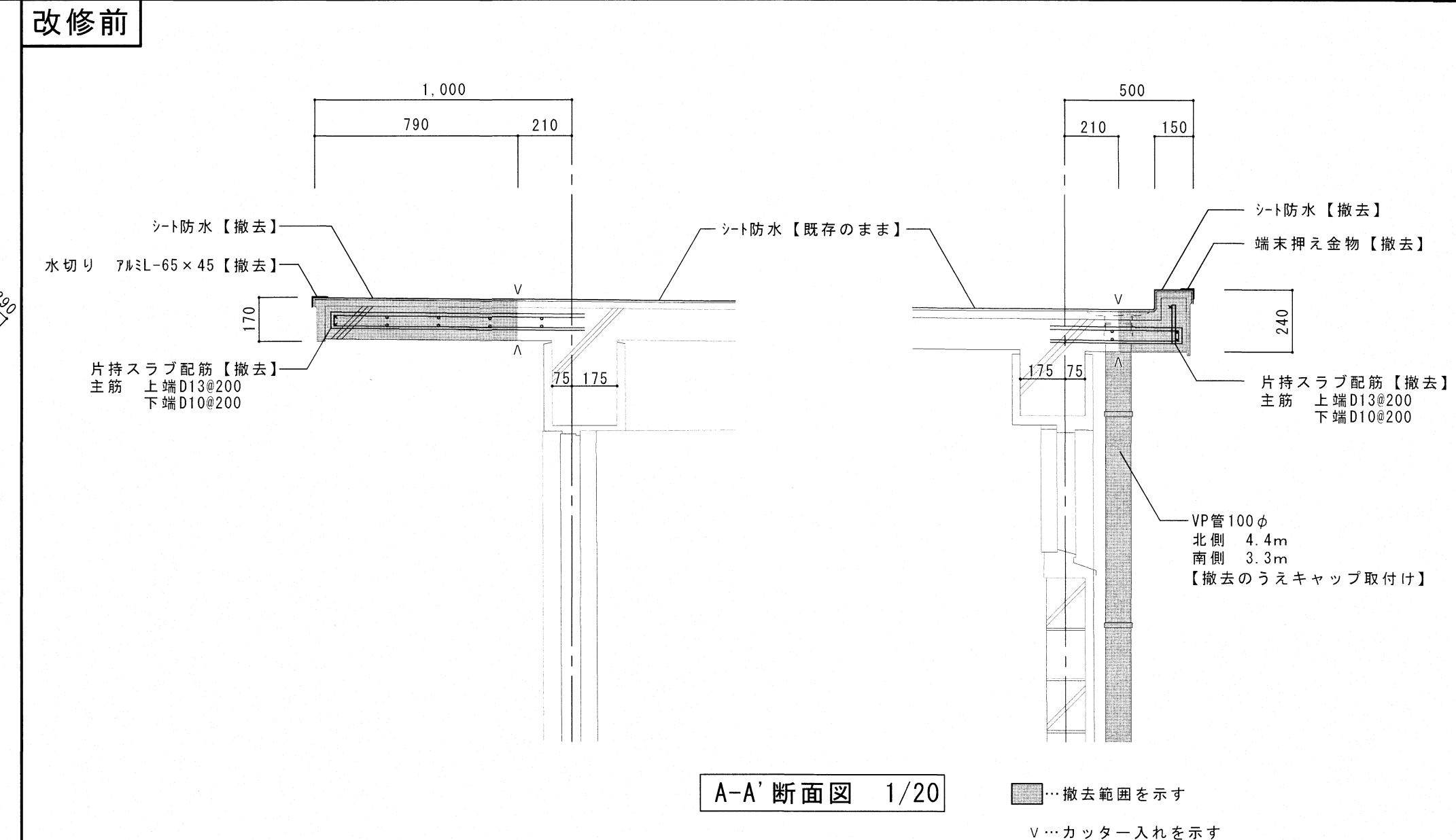
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係	長	課長補佐	課長	図面番号
長浜小学校プール附属室屋根改修工事	影山	津田	宮原	紫菜	西村	A-05
図面名 付近見取図・配置図	付近見取図	配置図	縮尺	1/500	作図年月日	

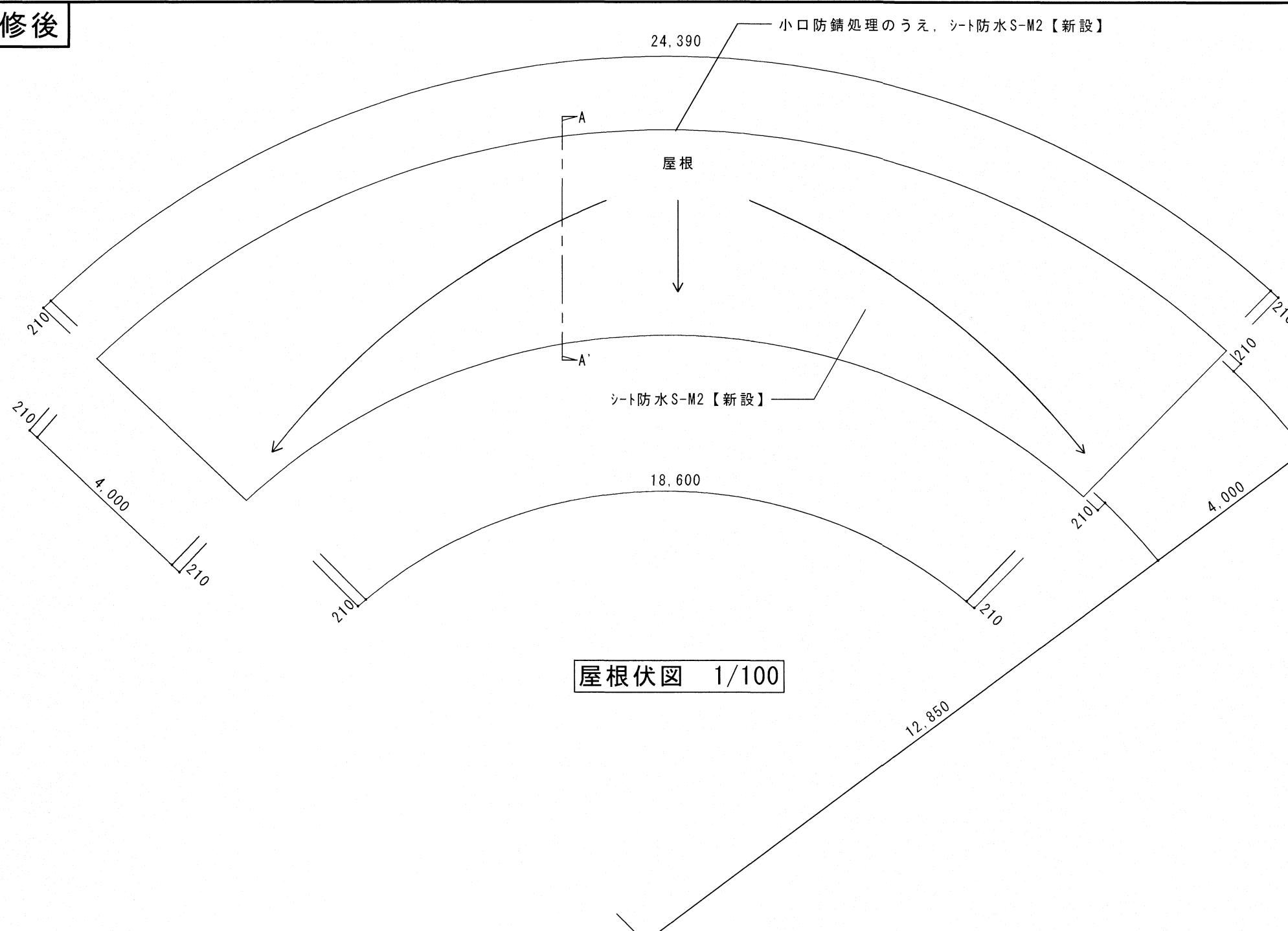
改修前



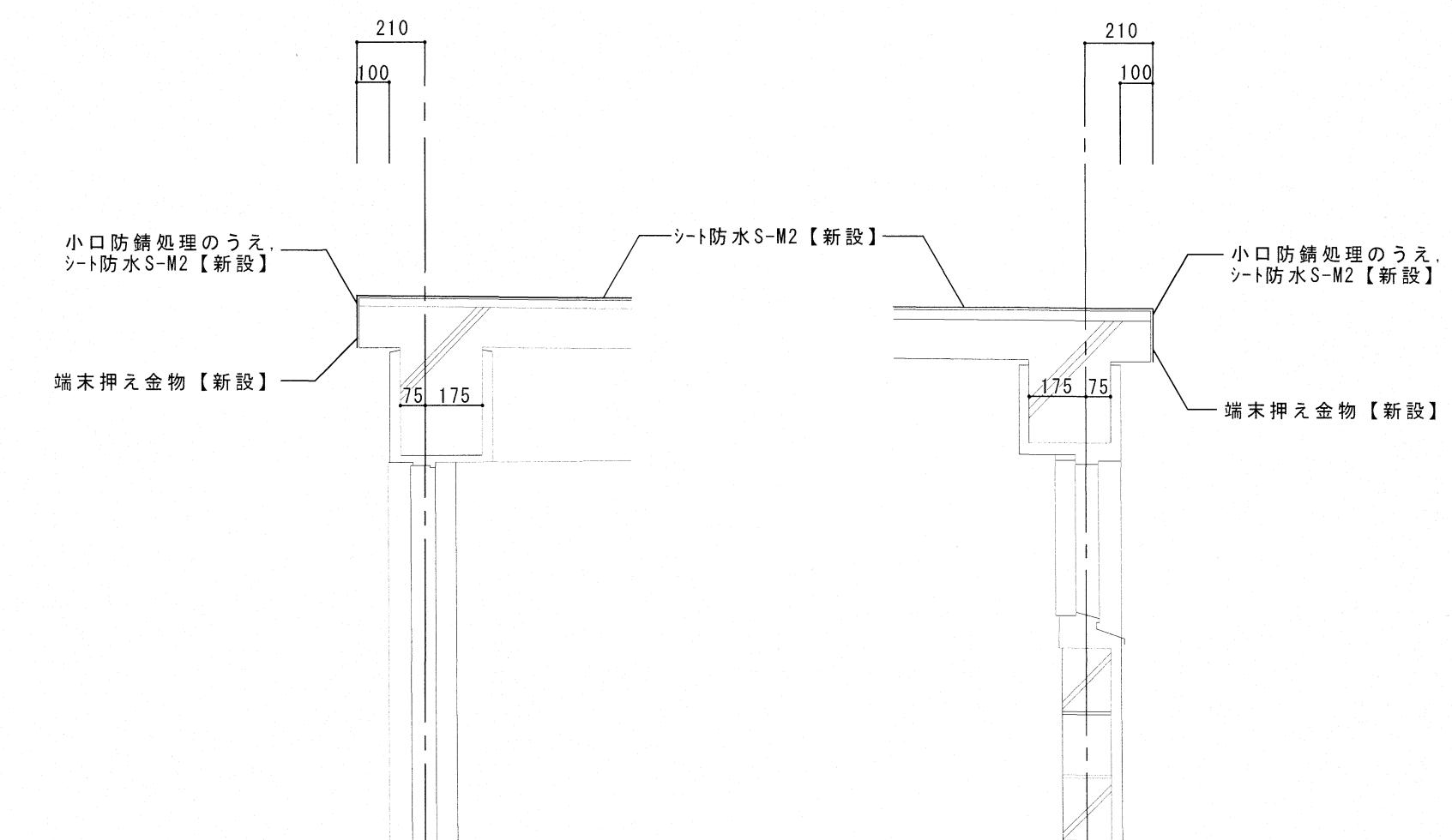
改修前

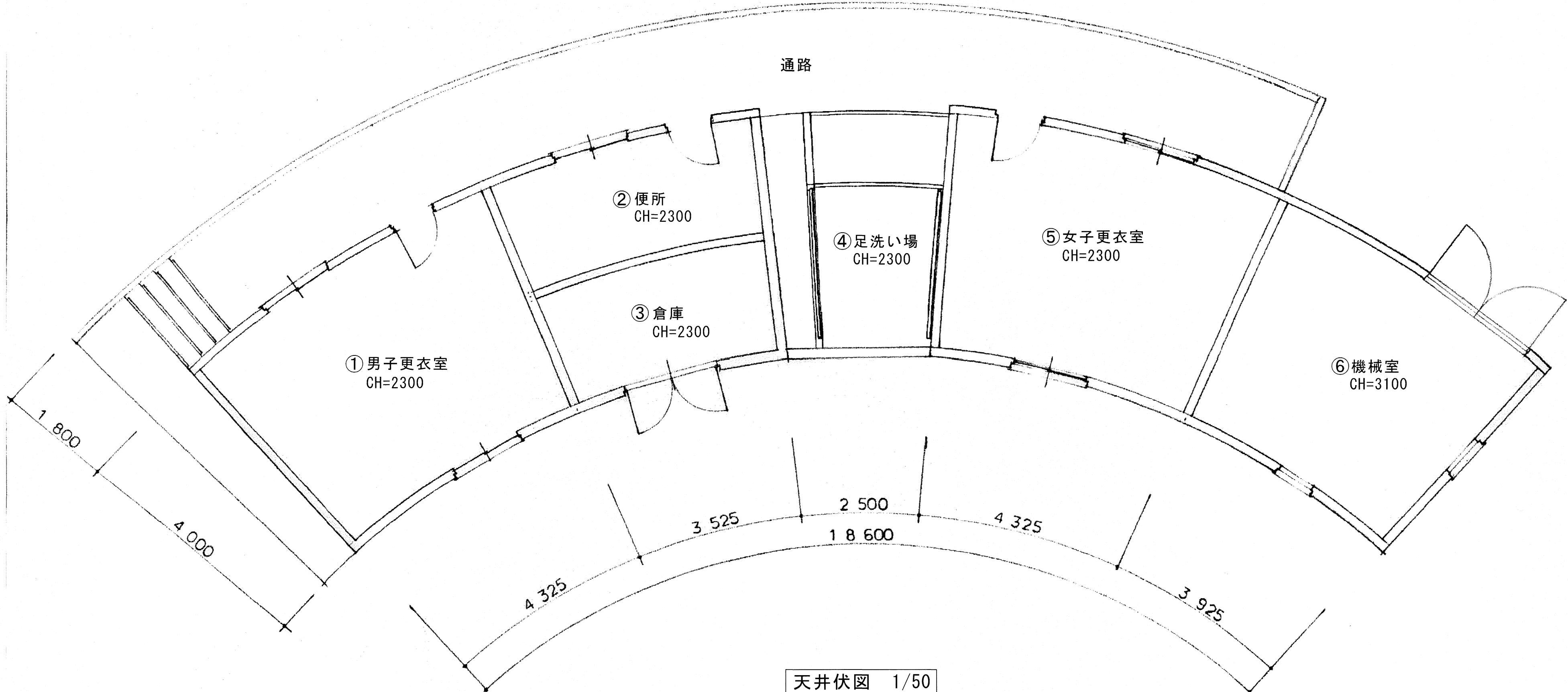


改修後



改修後



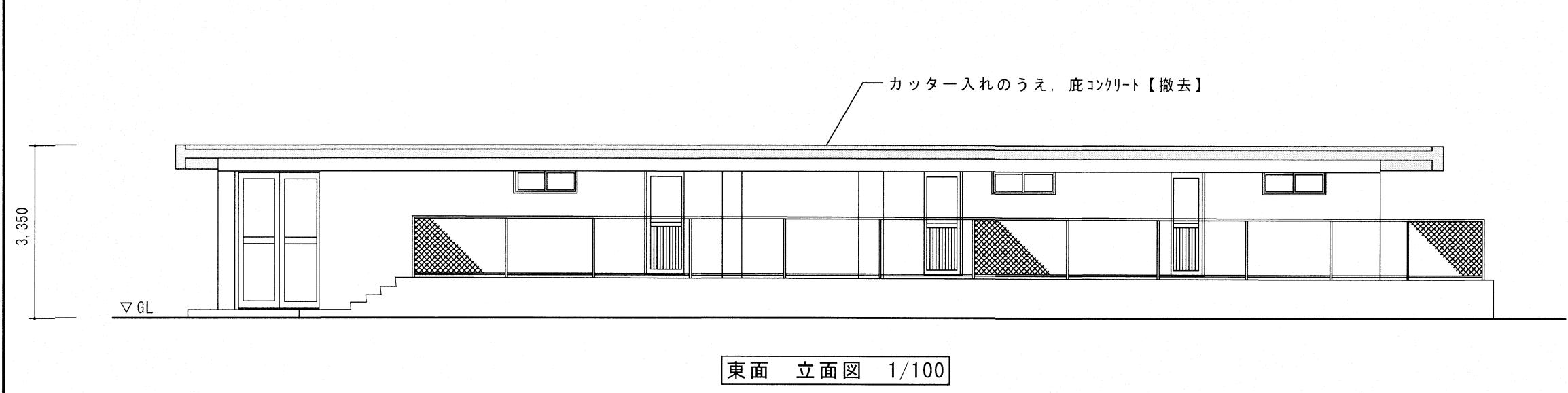


一天井仕上一

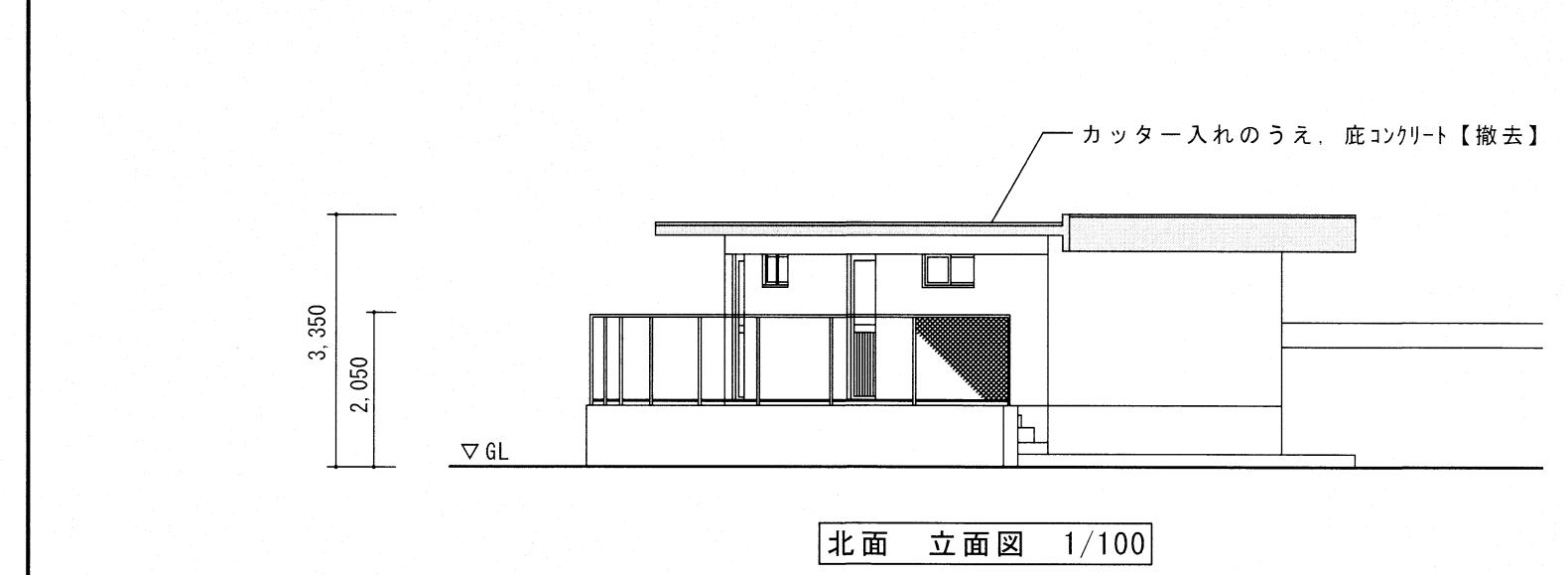
- ①リシン吹付
- ②リシン吹付
- ③コンクリート打放し仕上げ
- ④リシン吹付
- ⑤リシン吹付
- ⑥コンクリート打放し仕上げ

内部補修		
ひび割れ (0.2以上1.0mm未満)	自動式低圧ヰヤ樹脂注入工法	2.20 m ³
欠損	充填工法 (ヰヤ樹脂モルタル)	2.72 m ³

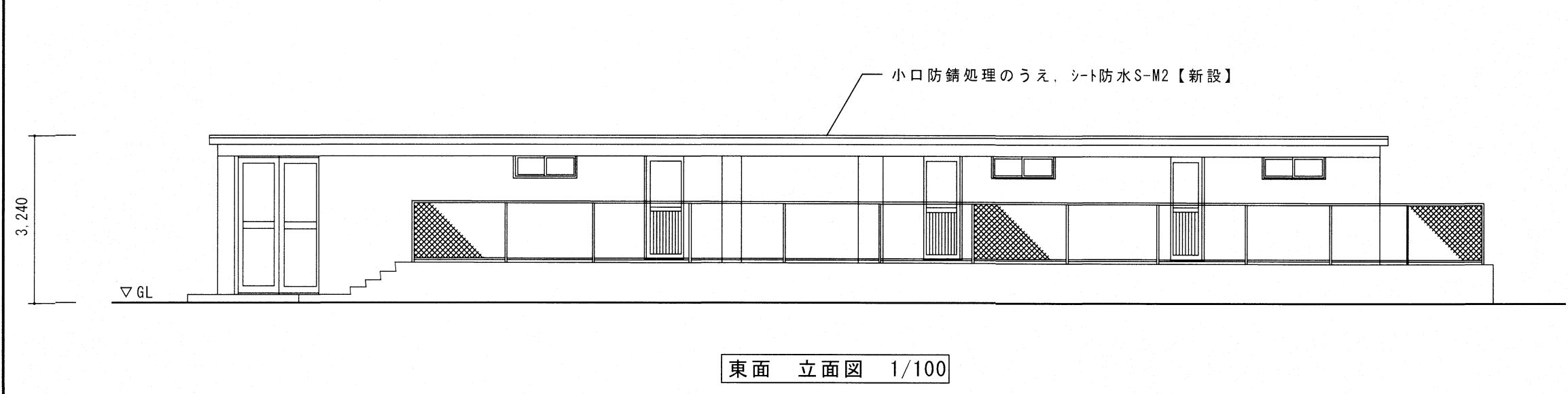
改修前



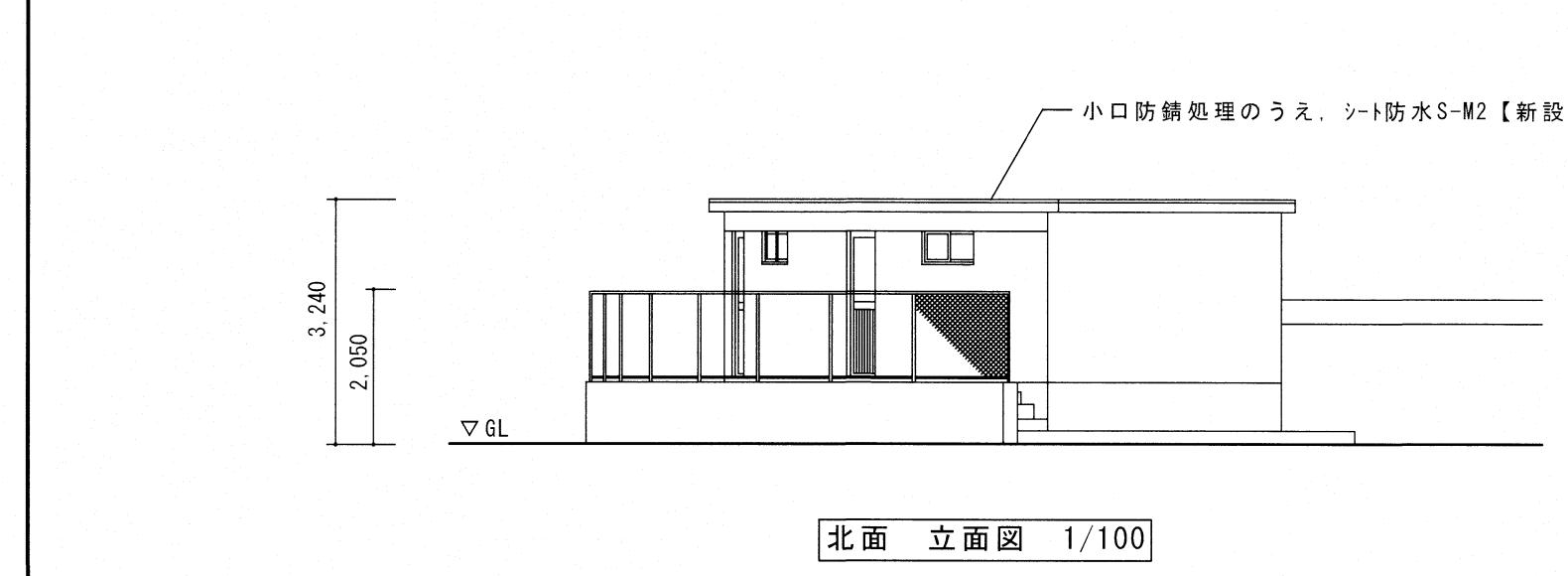
改修前



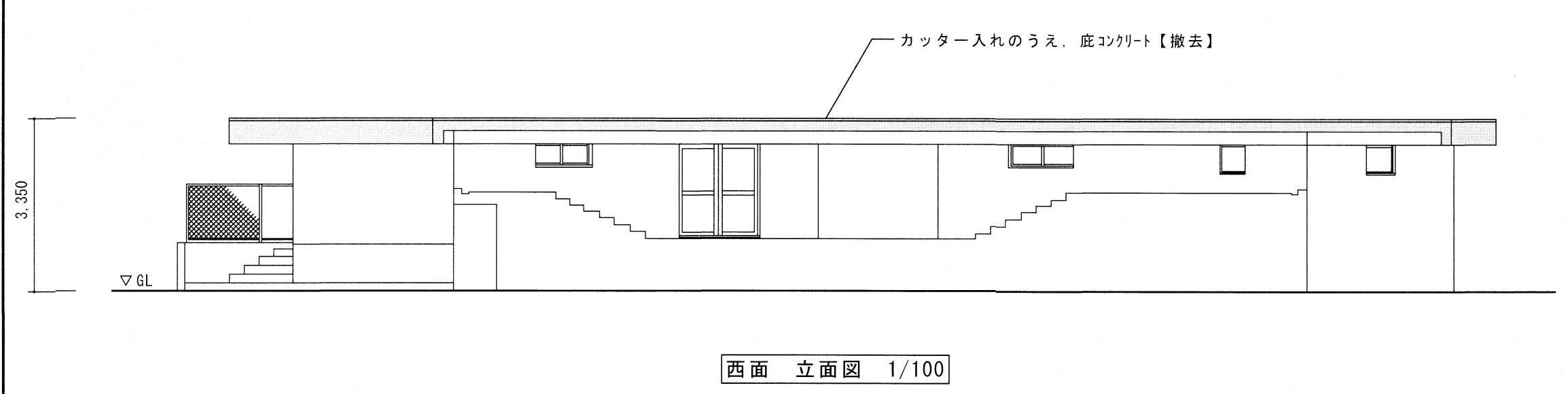
改修後



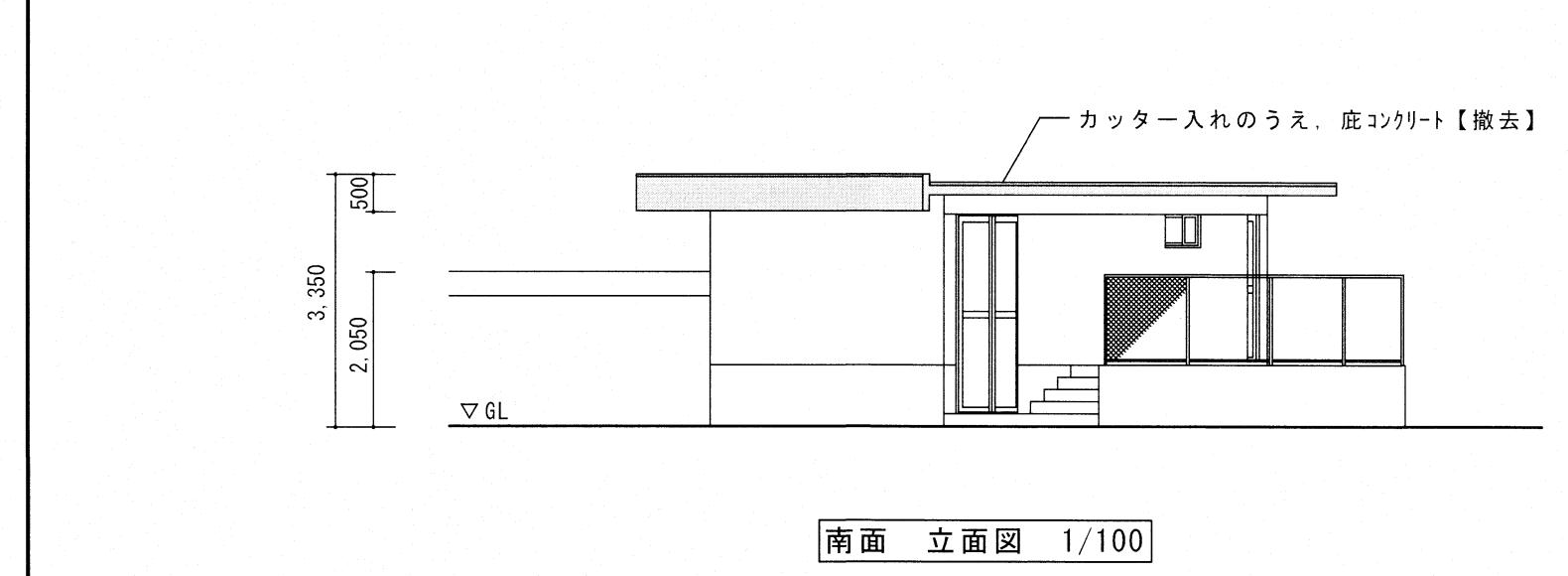
改修後



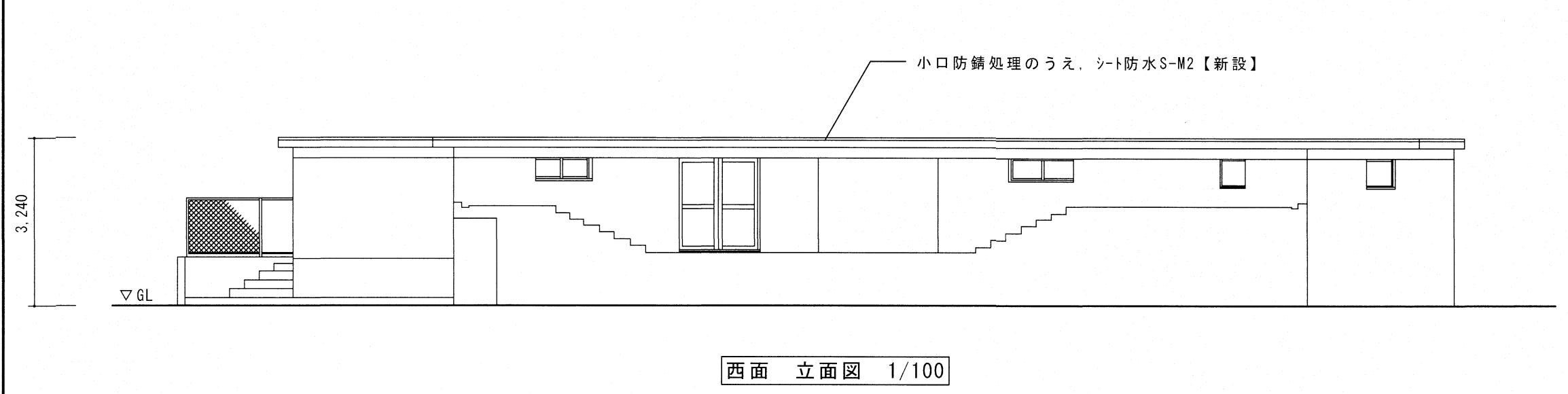
改修前



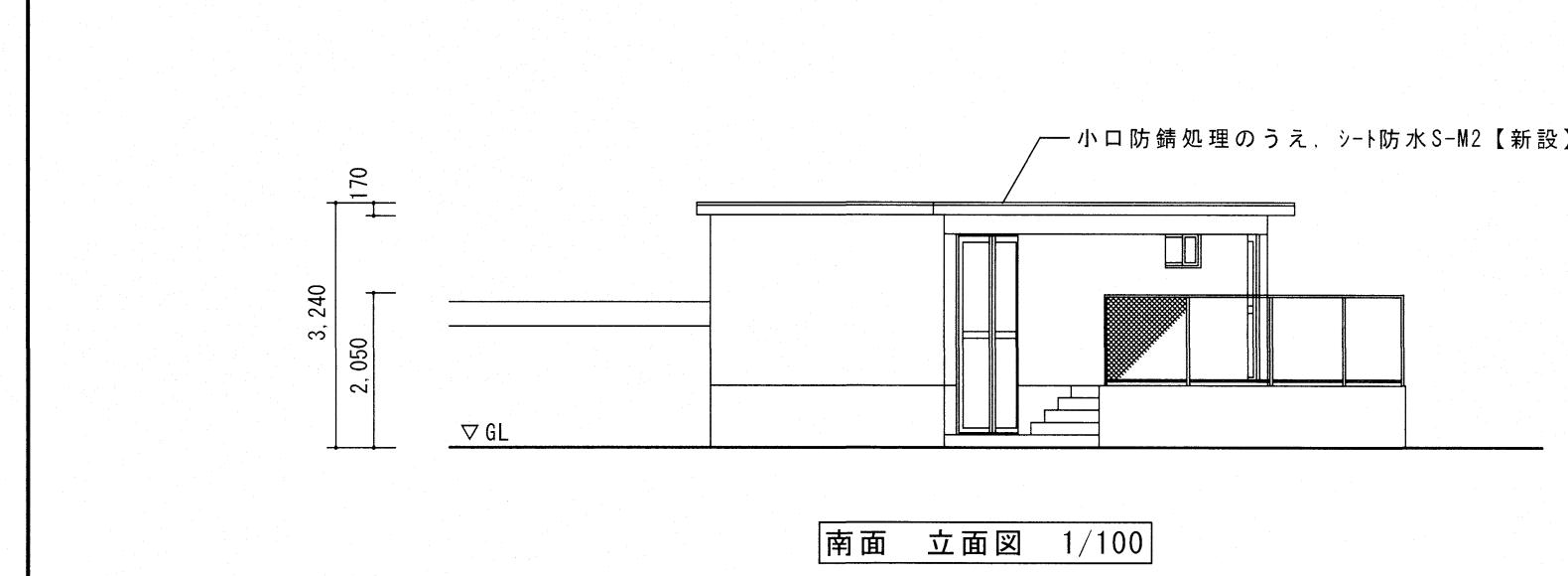
改修前



改修後



改修後



…撤去範囲を示す

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
長浜小学校プール附属室屋根改修工事	影山	清田	瀧口	宗	西村
図面名 立面図	縮 尺	1/100	作 図 年 月		A-08